

証券コード 6034
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区神南一丁目18番2号
M R T 株 式 会 社
代表取締役社長 小川 智也

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時15分を予定しております。） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール 3階 ナルド |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第20期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 定款一部変更の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知の提供書面のうち、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://medrt.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「連結注記表」及び「連結持分変動計算書」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」とで構成されております。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://medrt.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く医療・ヘルスケア業界においては、高齢化社会の進行に伴い、日本の医療費は約40兆円となり、2040年には66兆円を見込み、平均寿命の延伸、高齢者像の変化などの経済社会を踏まえて、医療費の削減や医療の質の向上に向けた抜本的改革が求められています。なかでも医師や看護師をはじめとする医療の担い手不足や地域偏在、そして診療科偏在が課題に挙げられ、医療従事者の需要はますます高まっております。一方、2024年度の医師の働き方改革法案施行に向けた検討が重ねられ、医師の雇用環境は今後大きく変化していきます。

また、政府は、医療・介護分野における最先端技術の活用、ビッグデータの活用及び情報通信技術（ICT）インフラの整備に取り組んでおり、遠隔診療においては、2018年度の診療報酬改定以降、ガイドラインの整備が進み、より一層の適正化を目指しています。

このような状況のなか、当社グループは、関東、関西エリアを中心に営業基盤の強化及び医師や看護師のネットワークの拡大を図り、非常勤医師紹介件数の増加及び前連結会計年度における連結子会社の増加、看護師派遣のエリア拡大が寄与し、売上収益は順調に推移しました。これに伴い、営業人員及び販売網の強化を図り、人件費及び販売活動に係る費用が増加しました。さらに、前連結会計年度における連結子会社の増加により、医師をはじめ、医療従事者の会員数が大幅に増加し、グループ各社が会員に向けたサービスを積極的に行い会員の活性化を図りました。

医療人材以外のその他のサービスにつきましては、開業支援、事業承継・M&Aの仲介サービスの強化、女医によるマーケティング、商品開発やメディア掲載など医師に向けたサービスの多様化を積極的に進めたことにより、売上収益は大きく伸長しております。

「遠隔診療ポケットドクター」につきましては、医療機関への販売網の拡大や診療報酬の改定によりサービスの認知度は向上しておりますが、制度が導入されて間もないため、オンライン診療が有効に活用されるには当面時間を要するものであります。当連結会計年度においては、オンラインによる診療等の普及・浸透に向けたサービス開発を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は2,232,245千円（前連結会計年度比48.7%増）、営業利益は52,569千円（同19.0%減）、税引前当期利益は160,053千円（同167.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は97,695千円（同213.7%増）となりました。

また、売上収益の内訳は、医療人材サービス（医師、その他の医療従事者）2,090,513千円（同47.6%増）、その他141,732千円（同67.3%増）であります。

なお、当社グループは、将来のグローバル展開に向けた経営強化を図るとともに、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性の向上を目的として、2018年3月期より国際会計基準（以下、「IFRS」）を適用しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における当社グループの設備投資の総額は78,067千円であります。その主なものは、当社のオフィス拡張に伴う建物附属設備、工具、器具及び備品の取得（37,429千円）、子会社である株式会社C Bキャリアが運営するサービスサイトの構築（14,691千円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、事業規模拡大及び全国的拠点展開に向け、今後の増加する資金需要への対応と各地域における金融機関との業務連携などを目的として、長期借入金として総額750百万円、社債の発行による300百万円の資金調達を行いました。

④ 重要な企業再編等の状況

MRTNEO株式会社については、当連結会計年度において、株式会社光通信、株式会社光通信の連結子会社である株式会社アイフラッグとの間で締結した合併契約に関し、当該子会社がサービス提供する「医科歯

科.com] の運営に関する覚書の締結により当社グループにおける「医科歯科.com] 運営への支配が喪失したため、連結の範囲から除いております。MRTNEO株式会社は、2018年12月1日をもって、医科歯科ドットコム株式会社に社名を変更しております。

当連結会計年度において、当社が保有する株式会社マイクロブラッドサイエンスの株式4.7%を売却したため、当該会社は当社の持分法適用関連会社に該当しなくなりました。

当社は、当連結会計年度において、株式会社CBキャリアの株式20.0%を追加取得して完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び収益の状況

<IFRS>

区 分	第 17 期 (2016年3月期)	第 18 期 (2017年3月期)	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 収 益 (千円)	1,004,802	1,154,529	1,501,509	2,232,245
営 業 利 益 (千円)	204,295	155,708	64,923	52,569
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益 (千円)	124,499	88,090	31,144	97,695
基本的1株当たり当期利益 (円)	26.00	16.82	5.93	17.28
資 産 合 計 (千円)	1,666,469	1,944,159	2,173,656	3,166,950
資 本 合 計 (千円)	1,294,058	1,486,880	1,501,621	1,495,648
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	239.18	274.36	277.15	262.88

<日本基準>

区 分	第 17 期 (2016年3月期)	第 18 期 (2017年3月期)	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	1,001,513	1,159,139	—	—
経 常 利 益 (千円)	184,399	126,029	—	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	140,991	32,104	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	29.45	6.13	—	—
総 資 産 (千円)	1,615,414	1,711,498	—	—
純 資 産 (千円)	1,273,411	1,307,199	—	—
1株当たり純資産 (円)	235.22	240.11	—	—

(注) 1. 2018年3月期より、連結計算書類は会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに基づいて作成しております。なお、参考情報として2016年3月期及び2017年3月期のIFRSに基づいて作成した数値を記載しております。

2. 当社は、2016年3月10日開催の取締役会において、2016年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2016年3月期の期首に株式分割が行われたものと仮定して基本的1株当たり当期利益及び1株当たり当期純利益並びに1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2016年3月期)	第 18 期 (2017年3月期)	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (当事業年度) (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	996,400	1,052,431	1,158,881	1,359,681
経 常 利 益 (千円)	195,816	172,337	81,258	19,333
当 期 純 利 益 (千円)	152,636	73,150	176,903	17,714
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	31.88	13.97	33.69	3.13
総 資 産 (千円)	1,576,518	1,625,444	1,860,308	2,932,059
純 資 産 (千円)	1,237,209	1,312,350	1,489,291	1,517,036
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	237.45	250.15	283.52	267.44

(注) 当社は、2016年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2016年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 N O S W E A T	30,000千円	100.0%	医療従事者労働者派遣事業 医療従事者職業紹介事業
株 式 会 社 医 師 の と も	25,153千円	70.0%	医療従事者職業紹介事業 開業、事業承継支援事業 P R 事業
株 式 会 社 C B キ ャ リ ア	10,000千円	100.0%	医療従事者職業紹介事業 キャリア支援事業

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 当社は、2019年3月29日付にて、株式会社CBキャリアの株式20.0%を追加取得しております。
3. 2018年10月1日付で、MR T N E O株式会社に係る事業運営への支配が喪失したため、同社を連結の範囲から除いております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く医療・ヘルスケア市場においては、医局人事統制力の緩和、恒常的な医師不足等といった状況が発生しており、医療分野の人材流動化の傾向が強まっております。このような環境下で、当社グループは強みとしている医師の互助組織として発足以来の経験・ノウハウの蓄積で確立した医療情報プラットフォームをさらに強化し、以下事項を対処すべき課題と認識して、「医療を想い、社会に貢献する。」という企業理念に沿って持続的な成長を実現するため、各課題に取り組んでまいります。

① 全国的な知名度の向上

当社グループは、東京大学医学部附属病院の医師同士が代診を相互に紹介する互助組織活動にその淵源があり、その結果、医師会員は1都3県の医師に集中しております。そのため1都3県においては、MRTの知名度は相当浸透し、強みを有していると考えております。一方で、1都3県以外の地域では、医師に対する当社グループの知名度は高いとはいえ、今後は、MRTというブランドを関東以外の地域に浸透させることにより、MRTの知名度の全国的な向上を図ることが求められます。

当社グループは、広報活動の他に、地方拠点の拡充などによるMRTの全国的な知名度向上が、地方における医師紹介の機会増につながるものと考えており、地方における医師不足の解消の一翼を担うことを通じ、地域医療の発展に取り組んでまいります。

② 非常勤医師紹介のさらなる強化

当社グループの医療人材サービスにおいて、特に非常勤医師の人材紹介では、継続的に当社グループを利用している医師が数多く存在しているという事実があり、当社グループの強みになっていると考えております。しかしながら、当連結会計年度末日現在、当社グループに登録している医師会員数は6万名程度（過去に登録されている医師の累計数（退会者を除く））であり、日本全国の医師数が約31万人（厚生労働省「平成28年（2016）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」）であることを考えると、会員数の多さという視点ではまだ十分とはいえません。

このため、当社グループでは、今後の非常勤医師紹介の拡大、新規事業展開を進めるため、医師会員数を大きく増やすことが課題であると考えております。当社グループは、医師同士の口コミにより、医師会員数を増やしてまいりましたが、今後は、会員向けサービスの拡充、営業体制・人員の強化を進め、SNS等の各種媒体を有効活用する等、口コミ以外のアプローチにより、医師会員数及び登録医療機関数の増加を目指しております。

③ グループ連携の強化

当社グループは、M&Aを取り組むことで、医療人材サービスを中心に企業規模が拡大し、グループ各社がそれぞれの持つ強みを活かして事業展開をしております。その結果、当社グループは、医師をはじめとする医療従事者の登録者数は20万名を越える水準の規模にまで拡大しております。しかしながら、グループ各社間の連携が十分に行われているとは言えず、登録会員に対して、当社グループが提供するサービスをより多く利用いただける環境づくりが課題であります。

このため、当社グループでは、会員情報の共有化、グループ各社における登録会員へのアプローチ方法の整備に取り組み、より一層のグループシナジーの発揮を目指しております。

④ 新規サービスの拡充

当連結会計年度末日現在、当社グループは、医療情報プラットフォームの拡大に向けて、遠隔診療システム「ポケットドクター」、ネット医局緊急安否サービス「FASTCALL」の提供に取り組んでおります。これらのサービスの質やサービス間の連携を高めること、より付加価値の高い新たなサービスを提供することで収益性を高め、持続的な成長の実現を目指しております。

また、今後も引き続き、これらのサービス以外にも、医師、医療機関、患者、一般顧客及びその他医療関係者に向けたサービスの拡充を目指しております。

⑤ アライアンス及びM&Aの取り組み

当社グループは、医療人材サービスの拡大、医療・ヘルスケア分野における新規サービスの拡充に取り組んでおります。しかしながら、独自で新規サービスの開発等をするには、サービス提供までに長期の時間を要し、顧客ニーズを含む外部環境の変化に対応することができなくなるというリスクがあります。そのため、M&A等により、営業基盤の獲得、サービス提供開始までの期間短縮、開発コスト削減などを実現することで、顧客ニーズに対応したサービスの提供あるいはサービスの向上を適時実施できるものと考えております。

⑥ システムの安定稼働と強化

当社グループは、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が、極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、会員数又は利用者数に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

⑦ 人材の採用・育成

当社グループの「対処すべき課題」の解決には、優秀な人材を継続的に採用・育成することが課題であると認識しております。当社グループは、職場環境及び人事制度の整備を通じて、当社グループが必要とする優秀な人材を継続的に採用・育成するべく取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	事業内容
医療情報プラットフォームの提供	(1) 医師・コメディカルを対象とした医療機関への医療人材紹介 (2) コメディカルなどを対象とした医療機関・介護施設への人材派遣 (3) 医局向けグループウェアの提供 (4) 医師を対象とした情報発信、プロモーション支援 (5) 遠隔診療システムの提供

(6) 主要な拠点等 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区神南一丁目18番2号
道玄坂オフィス	東京都渋谷区道玄坂二丁目16番4号
大阪支社	大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号
営業所	名古屋営業所：愛知県名古屋市中区 福岡営業所：福岡県福岡市中央区

② 子会社

株式会社 N O S W E A T	京都府京都市下京区中堂寺南町134番地	
株式会社 医師のとも	東京都渋谷区道玄坂二丁目16番4号	
株式会社 C B キャリア	本社	東京都渋谷区神南一丁目18番2号
	支社	札幌支社：北海道札幌市中央区
		福岡支社：福岡県福岡市中央区

(7) **使用人の状況** (2019年3月31日現在)

① **企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
医療情報プラットフォームの提供	202 (22) 名	14名増 (1名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② **当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115 (20) 名	15名増 (3名増)	28.8歳	2.8年

(注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前期末と比べて、15名増加しておりますが、その主な理由は、新入社員の採用によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	150,000千円
さわやか信用金庫	100,000
株式会社山梨中央銀行	100,000
株式会社静岡銀行	100,000
株式会社北陸銀行	98,334
株式会社京葉銀行	50,000
株式会社武蔵野銀行	49,167
株式会社百十四銀行	49,160
株式会社きらぼし銀行	48,610

2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,240,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,672,600株 (自己株式243株を含む)
- (3) 株主数 3,820名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 富田医療研究所	1,200,000株	21.16%
富 田 兵 衛	861,000	15.18
馬 場 稔 正	440,300	7.76
富 田 留 美	320,000	5.64
株 式 会 社 S B I 証 券	192,723	3.40
小 川 智 也	161,800	2.85
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	106,500	1.88
栗 原 真 由 美	55,800	0.98
楽 天 証 券 株 式 会 社	50,400	0.89
株式会社CBホールディングス	49,000	0.86

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は419,600株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2012年3月30日	
新 株 予 約 権 の 数		50個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)1		普通株式	10,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)1		新株予約権1個当たり (1株当たり	5,000円 25円)
権 利 行 使 期 間		2014年3月31日から 2022年3月30日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	50個 10,000株 1名

(注) 1. 2014年8月18日付をもって1株を100株、2016年4月1日付をもって1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行することを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額(又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む)が1,200万円(又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額)を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
- (4) 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないこととする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡及び買入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
- (7) 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
- (8) 新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
- (9) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を依託するものとする。
- (10) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	富田 兵衛	医療法人社団優賢会理事長 株式会社データサイエンス代表取締役会長
代表取締役社長	馬場 稔正	
取締役副社長	小川 智也	メディカル・ヘルスケア事業本部長 株式会社CBキャリア取締役
取締役	西岡 哲也	コーポレート本部長兼事業推進室長 株式会社NOSWEAT取締役 株式会社医師のとも取締役 株式会社CBキャリア監査役
取締役	明星 智洋	江戸川病院腫瘍血液内科副部長 東京がん免疫治療センター長
取締役	加藤 浩晃	デジタルハリウッド大学大学院客員教授 京都府立医科大学眼科学教室 アイリス株式会社取締役副社長CSO 千葉大学メドテック・リンクセンター 客員准教授
取締役	雨宮 玲於奈	株式会社スマートエージェンシー 代表取締役社長 公益財団法人日本健康スポーツ連盟理事 株式会社エフ・コード監査役 株式会社コンフィデンス取締役
常勤監査役	加藤 博彦	
監査役	原口 昌之	原口総合法律事務所所長 株式会社早稲田アカデミー取締役 (監査等委員) 株式会社トランザス取締役 (監査等委員)
監査役	諫山 祐美	諫山公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役明星智洋氏、取締役加藤浩晃氏及び取締役雨宮玲於奈氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役加藤博彦氏、監査役原口昌之氏及び監査役諫山祐美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原口昌之氏及び監査役諫山祐美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2018年6月26日開催の第19回定時株主総会において、新たに雨宮玲於奈氏は取締役
に選任され就任いたしました。

- (2) 2018年6月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、取締役島田栄治氏は任期満了により退任いたしました。
- (3) 代表取締役社長馬場稔正氏は、2019年4月23日をもって取締役を辞任いたしました。
- (4) 取締役副社長小川智也氏は、2019年4月23日付で代表取締役社長に就任いたしました。
- (5) 2018年6月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、監査役村井仁昭氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、常勤監査役加藤博彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (4)	73,530千円 (10,730)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	8,700 (8,700)
合 計 (うち社外役員)	12 (8)	82,230 (19,430)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2009年5月30日開催の第10回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2011年10月1日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	明星智洋	江戸川病院腫瘍血液内科副部長 東京がん免疫治療センター長	特別な関係はありません。
取締役	加藤浩晃	デジタルハリウッド大学大学院客員教授 京都府立医科大学眼科学教室 アイリス株式会社取締役副社長CSO 千葉大学メドテック・リンクセンター 客員准教授	特別な関係はありません。
取締役	雨宮玲於奈	株式会社スマートエージェンシー 代表取締役社長 公益財団法人日本健康スポーツ連盟理事 株式会社エフ・コード監査役 株式会社コンフィデンス取締役	特別な関係はありません。
監査役	原口昌之	原口総合法律事務所所長 株式会社早稲田アカデミー取締役(監査等委員) 株式会社トランザス取締役(監査等委員)	特別な関係はありません。
監査役	諫山祐美	諫山公認会計士事務所所長	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	明 星 智 洋	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、医療分野の豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	加 藤 浩 晃	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、医療分野の豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	雨 宮 玲 於 奈	2018年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての医療人材分野における豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	加 藤 博 彦	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	原 口 昌 之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業法務・会社法及び財務・会計等に関し、弁護士及び公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	諫 山 祐 美	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回及び監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,350千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	34,350

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的として「コンプライアンスマニュアル」を制定してコンプライアンスに係る教育及び啓蒙を行う。
 - ② 経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。
 - ③ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査し、取締役と定期的に情報及び意見交換を行う。
 - ④ 内部監査は、使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合しているかにつき、社内各部門の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにしたうえで、当該監査結果を代表取締役社長に報告し、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理を行うため、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部門において保存及び管理を行う。
 - ② 文書の整理保存、管理の期間については、法令に定めるものの他、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に基づいて、定められた期間、保存することとし、取締役及び監査役の要請により、常に閲覧可能な状態を維持する。
 - ③ 一般的な情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」及びその実践のための「I S M S マニュアル」を定め、情報資産の適切な管理及び運用を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会が行い、各部署においては、リスク管理基本方針を策定し、各部署の長が運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めるものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 重要な経営課題について、取締役会で十分な検討を行い、迅速に経営上の意思決定を行うとともに、職務の執行状況について報告を行う。
 - ② 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める職務分掌規程を定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - ② 子会社に対して、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるよう指導する。
 - ③ 子会社の経営の自主性を尊重するとともに、定期的開催される当社の経営会議等において、重要事項の事前協議を行うことにより、当社及び子会社の業務の整合性と子会社における業務の効率性を確保する。
 - ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように当社の「コンプライアンスマニュアル」を子会社の取締役及び使用人にも適用し、コンプライアンスに係る教育及び啓蒙を行う。
 - ⑤ 子会社に対して、当社経営企画室が実地監査を含めた内部監査を実施し、当社取締役会及び監査役会へ結果報告を行うとともに、必要に応じて、被監査部門に対して内部統制の改善の指導や実施の助言等を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置する。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮命令に基づき業務を行い、当該使用人の人事異動、人事評価等について、監査役会の意見を尊重し対応する。

- (7) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決議書類及び関係資料を閲覧することができる。また、監査役は必要に応じていつでも当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
 - ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、遅滞なく監査役に報告する。
- (8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた請求を除き、速やかに費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、経営企画室と緊密な連携を保ち、必要に応じて経営企画室に協力を求め、監査を行う。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告する。

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- (2) 監査役は、当社取締役会及び重要な経営会議への出席、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査を担当する経営企画室と定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行に関わる監査を行っております。
- (3) 定期的開催される経営会議で、子会社の経営成績及び財務状況を定例報告するとともに、子会社の取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議を行っております。
- (4) 「情報セキュリティ基本方針」など情報セキュリティ関連規程を整備するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、運用状況のモニタリングを行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入としております。

## 連結財政状態計算書

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額              | 科 目                        | 金 額              |
|------------------|------------------|----------------------------|------------------|
| <b>資 産</b>       |                  | <b>負 債</b>                 |                  |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>2,085,634</b> | <b>流 動 負 債</b>             | <b>707,698</b>   |
| 現金及び現金同等物        | 1,786,183        | 営業債務及びその他の債務               | 229,332          |
| 営業債権及びその他の債権     | 192,229          | 社債及び借入金                    | 260,292          |
| 棚卸資産             | 818              | その他の金融負債                   | 23,204           |
| その他金融資産          | 45,000           | 未払法人所得税                    | 22,422           |
| 未収法人所得税          | 13,588           | その他の流動負債                   | 172,447          |
| その他の流動資産         | 47,813           | <b>非 流 動 負 債</b>           | <b>963,603</b>   |
| <b>非 流 動 資 産</b> | <b>1,081,316</b> | 社債及び借入金                    | 787,102          |
| 有形固定資産           | 98,279           | その他の金融負債                   | 81,382           |
| のれん              | 400,633          | 退職給付に係る負債                  | 50,021           |
| 無形資産             | 59,949           | 引 当 金                      | 37,022           |
| その他の金融資産         | 431,122          | 繰延税金負債                     | 8,074            |
| 繰延税金資産           | 88,238           | <b>負 債 合 計</b>             | <b>1,671,302</b> |
| その他の非流動資産        | 3,093            | <b>資 本</b>                 |                  |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>3,166,950</b> | <b>親会社の所有者に<br/>帰属する持分</b> | <b>1,491,150</b> |
|                  |                  | 資 本 金                      | 430,532          |
|                  |                  | 資 本 剰 余 金                  | 342,600          |
|                  |                  | 利 益 剰 余 金                  | 751,303          |
|                  |                  | 自 己 株 式                    | △323             |
|                  |                  | その他の資本の構成要素                | △32,962          |
|                  |                  | <b>非 支 配 持 分</b>           | <b>4,498</b>     |
|                  |                  | <b>資 本 合 計</b>             | <b>1,495,648</b> |
|                  |                  | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>     | <b>3,166,950</b> |

## 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                            | 金 額              |
|--------------------------------|------------------|
| 売 上 収 益                        | 2,232,245        |
| 売 上 原 価                        | △631,841         |
| <b>売 上 総 利 益</b>               | <b>1,600,404</b> |
| 販売費及び一般管理費                     | △1,514,515       |
| そ の 他 の 収 益                    | 1,533            |
| そ の 他 の 費 用                    | △34,853          |
| <b>営 業 利 益</b>                 | <b>52,569</b>    |
| 持分法による投資損失                     | △17,405          |
| 持分法で会計処理されている<br>投資利益          | 128,727          |
| 金 融 収 益                        | 1,698            |
| 金 融 費 用                        | △5,536           |
| <b>税 引 前 当 期 利 益</b>           | <b>160,053</b>   |
| 法 人 所 得 税 費 用                  | △58,619          |
| <b>当 期 利 益</b>                 | <b>101,433</b>   |
| 当 期 利 益 の 帰 属<br>親 会 社 の 所 有 者 | 97,695           |
| 非 支 配 持 分                      | 3,737            |

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,852,667</b> | <b>流動負債</b>    | <b>496,727</b>   |
| 現金及び預金          | 1,568,803        | 1年内償還予定の社債     | 60,000           |
| 売掛金             | 127,810          | 1年内返済予定の長期借入金  | 196,764          |
| 貯蔵品             | 729              | 未払金            | 72,884           |
| 前払費用            | 40,878           | 未払費用           | 64,941           |
| 未収還付法人税等        | 10,731           | 未払消費税等         | 19,249           |
| その他             | 109,824          | 預り金            | 14,533           |
| 貸倒引当金           | △6,111           | 賞与引当金          | 46,056           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,079,392</b> | ポイント引当金        | 18,305           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>56,105</b>    | 売上返金引当金        | 2,319            |
| 建物              | 18,269           | その他            | 1,672            |
| 工具、器具及び備品       | 37,836           | <b>固定負債</b>    | <b>918,296</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,311</b>     | 社債             | 240,000          |
| ソフトウェア          | 6,291            | 長期借入金          | 548,507          |
| その他             | 20               | 長期未払金          | 97,410           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,016,975</b> | 退職給付引当金        | 32,379           |
| 投資有価証券          | 274,000          | <b>負債合計</b>    | <b>1,415,023</b> |
| 関係会社株式          | 544,544          | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 関係会社貸付金         | 24,000           | <b>株主資本</b>    | <b>1,517,036</b> |
| 破産更生債権等         | 1,023            | <b>資本金</b>     | <b>430,532</b>   |
| 長期前払費用          | 2,615            | <b>資本剰余金</b>   | <b>390,532</b>   |
| 繰延税金資産          | 63,393           | 資本準備金          | 390,532          |
| その他             | 108,421          | <b>利益剰余金</b>   | <b>696,295</b>   |
| 貸倒引当金           | △1,023           | 利益準備金          | 1,000            |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,932,059</b> | その他利益剰余金       | 695,295          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 695,295          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△323</b>      |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,517,036</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,932,059</b> |

## 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 1,359,681 |
| 売 上 原 価               |         | 288,871   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,070,809 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,048,106 |
| 営 業 利 益               |         | 22,703    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 8       |           |
| 有 価 証 券 利 息           | 1,689   |           |
| そ の 他                 | 485     | 2,183     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 334     |           |
| 社 債 利 息               | 18      |           |
| 社 債 発 行 費             | 5,136   |           |
| そ の 他                 | 63      | 5,553     |
| 経 常 利 益               |         | 19,333    |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 15,000  | 15,000    |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 19,811  | 19,811    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 14,521    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 20,500  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △23,692 | △3,192    |
| 当 期 純 利 益             |         | 17,714    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

MRT株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 北 澄 裕 和 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MRT株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、MRT株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

MRT株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 向 井 誠 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 澄 裕 和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MRT株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

M R T 株 式 会 社      監 査 役 会  
常 勤 監 査 役   加 藤 博 彦 ㊟  
(社外監査役)  
社 外 監 査 役   原 口 昌 之 ㊟  
社 外 監 査 役   諫 山 祐 美 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

売上収益の季節変動性を踏まえて、当社の事業運営につきまして効率的な業務執行を図ること、業績等の経営情報の適時・適切な開示により経営の透明性をさらに高めることを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。また、その他表現の明確化を図るため所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                          | 変 更 案                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式<br>(基準日)                                                                                 | 第2章 株 式<br>(基準日)                                                                                  |
| 第11条 当社は、毎年 <u>3</u> 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 | 第11条 当社は、毎年 <u>12</u> 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 |
| 第3章 株主総会<br>(招集)                                                                                 | 第3章 株主総会<br>(招集)                                                                                  |
| 第12条 定時株主総会は毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。                                          | 第12条 定時株主総会は毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。                                           |
| 第7章 計 算<br>(事業年度)                                                                                | 第7章 計 算<br>(事業年度)                                                                                 |
| 第46条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から翌年3月31日までとする。                                                     | 第46条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までとする。                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>第46条の規定にかかわらず、第21期の事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月間とする。</u></p> <p>第2条 <u>第48条の規定にかかわらず、第21期の事業年度の中間配当金の基準日は、2019年9月30日とする。</u></p> <p>第3条 <u>前二条及び本条は、2019年12月31日まで有効とし、同日をもってこれを削除する。</u></p> |

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

アイビーホール 3階 ナルド

TEL 03-3409-8181 (代表)



## <交通手段>

### ●東京メトロ

銀座線／半蔵門線／千代田線

「表参道駅」下車 B1・B3出口 (徒歩約5分)

### ●都営バス

渋谷88系統

渋谷駅前→新橋駅前「南青山五丁目」下車 (徒歩約3分)

新橋駅前→渋谷駅前「青山学院前」下車 (徒歩約3分)

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。